

社会福祉法人 伯耆の国 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人伯耆の国定款第 8 条並びに定款第 21 条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 理事長及び常務理事は、勤務実態に即して報酬を支給するものとし、その額については別表に定める通りとする。

2 理事長及び常務理事以外の役員については、勤務実態に即して支給するものとし、その額については別表に定める通りとする。なお、支払い方法については、随時精算とする。

(評議員の報酬)

第 3 条 評議員の報酬は、評議員会への出席に即し、別表に定める通りの日当を支払うものとする。

(その他)

第 4 条 本規程に定めのないものは、評議員会において別に定める。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 30 年 6 月 13 日から適用する。

【別表】

対象者	報酬額	備考
理事長（常勤）	月額：350,000 円	賞与あり
常務理事（常勤）	月額：300,000 円	賞与あり
理事及び監事	出勤 1 日あたり 10,000 円	理事会、監査会等出席
評議員	出勤 1 日あたり 10,000 円	評議員会等出席

役員報酬総額の上限について

理事会・監査会の開催回数等を勘案し年間10,700,000円とする。